

平成18年8月
国土交通省
自動車交通局旅客課

道路運送法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正又は制定される 告示・通達（案）について

1. 改正の背景

第164回国会において、道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が成立し、平成18年5月に公布されたところです。

今般、同法のうち道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の一部改正関係部分が平成18年10月1日に施行されることに伴い、関係する告示・通達について一部改正等を行うこととしています。

2. 改正の内容

2-1 乗合旅客の運送に係る規制の適正化関係

(1) 申請等に対する処理方針について

① 事業許可の基準について

【法第4条関係】

- ・許可に当たっての事業の適切性を判断する基準として、従来のもののほか、区域運行を行う場合にあつては、営業区域の設定が適切であること、路線不定期運行及び区域運行を行う場合にあつては、地域公共交通会議で協議が調っている等路線定期運行との整合性が図られていること等を規定する予定です。

② 事業計画について

【法第5条・第15条関係】

- ・路線定期運行において、地域公共交通会議の協議が調っている場合、離島、過疎地、交通空白地帯等で運行する場合等地域の実情に応じて事業計画を適確に遂行することができると認められる場合には最低車両数等について弾力的に取り扱うものとする予定です。
- ・路線不定期運行において、営業所、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設、乗降地点は、路線定期運行に準ずるものとするほか、最低車両数についても、地域公共交通会議の協議が調っている場合等に弾力的に取り扱うものとする予定です。
- ・路線不定期運行の運行系統の設定は、事業用自動車の運行上問題のないものであることを要する旨を規定する予定です。
- ・区域運行において、営業所（営業区域内にあることを要するものとする。）、事業用自動車、自動車車庫、休憩仮眠施設は、路線定期運行に準ずるものであることを規定するほか、最低車両数については、路線不定期運行に準ずるものであることを規定する予定です。
- ・区域運行の運行区間の設定は、事業用自動車の運行上問題のないものであることを要する旨を規定する予定です。
- ・区域運行について、運行区間ごとに発車時刻若しくは到着時刻又は運行間隔のいずれかが設定されているものであることを要する旨等を規定する予定です。
- ・区域運行について、通信施設等を利用して事前予約等に応じた乗合運行の形態となっているものであることを要する旨を規定する予定です。

- ③運行計画について **【法第15条の3関係】**
・クリームスキミング的運行については、地域公共交通会議において協議が調っている場合には、これを弾力的に取り扱うものとする旨等を規定する予定です。

- ④譲渡譲受、合併、分割等の認可要件について **【法第36条・法第37条関係】**
・譲渡譲受、合併、分割等の認可要件として、対象となる車両のうち、国庫補助車両について、補助対象車両費の残存簿価額の範囲となっていることを規定する予定です。

- (2) 運賃・料金について **【法第9条関係】**
・地域公共交通会議において協議が調った運賃・料金及び旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃・料金について、上限運賃・料金及び実施運賃・料金に準じて設定すること等、その設定に当たり配慮すべき事項を規定する予定です。
・運賃原価・収入の算定基準の要素別原価の算定方法の一部（人件費、燃料油脂費、その他運送費）について、実態に即した見直しを行う予定です。
・旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃の基本運賃に係る変更命令の発動の判断基準として、他の事業者等が平行して運行している区間の運賃と比較して著しく高額又は低額である場合及び運賃の算出方法が不合理であることにより利用者を混乱させる恐れがある場合を規定する予定です。
・運賃・料金の変更命令の発動の要否を判断する基準及び発動の手続きについては、従来と同様のものとする予定です。

- (3) 管理の受委託について **【法第35条関係】**
・委託者が区域運行を行っている場合には、委託の範囲を使用車両数の1/2以内とすること等を規定する予定です。

- (4) その他
・その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

2-2 自家用有償旅客運送関係

- (1) 登録の申請について **【法第79条の2関係】**
・登録の申請が必要となる場合を明記するとともに、申請に当たり必要な事項を規定する予定です。
・福祉有償運送に使用する自動車の種類は寝台（ストレッチャー）自動車、車いす対応自動車、兼用車（寝台と車いす）、回転シート車、セダン型の一般の自動車とし、市町村運営有償運送及び過疎地有償運送にあってはマイクロバスの使用も認めることを規定する予定です。
・国土交通省令で定めることを予定している福祉有償運送の旅客の範囲について、知的障害者等であって、他人の介助なしにはタクシー等を利用することが困難な者が含まれる等、その解釈を明確化する予定です。
・自家用有償旅客運送に係る申請書及び添付する書類の様式例並びにそれらの記載方法等について示す予定です。

- (2) 登録の実施について **【法第79条の3関係】**
・運輸支局長等が行う登録番号の付与や運輸支局等における登録簿の縦覧等登録の実施の具体的方法等について規定する予定です。

- (3) 登録の拒否について **【法第79条の4関係】**
・登録を拒否する場合として、自家用有償旅客運送の種別に応じて必要となる自

動車が確保されていない場合等輸送の安全及び旅客の利便を確保するために必要な措置がとられていない場合等を規定する予定です。

(4) 対価の基準等について

【法第79条の8関係】

- ・ 運送の対価のほか、自家用有償旅客運送者が旅客から収受する対価に含まれる対価の範囲を定める予定です。
- ・ 運送の対価の基本的な設定方法等を定める予定です。
- ・ 運送の対価が実費の範囲内であり、かつ、営利行為とは認められないものとして妥当な場合として、当該地域のタクシーの上限運賃等を勘案した目安を定める予定です。
- ・ 旅客から収受する対価については、運営協議会において、その設定方法、額及び適用方法を明示し、これらについても協議が調っていない旨を規定する予定です。

(5) 輸送の安全及び旅客の利便の確保について

【法第79条の9関係】

- ・ 重大事故を引き起こした運転者等に対して、旅客自動車運送事業運輸規則に定める適性診断の受診を義務づけることを規定する予定です。
- ・ 乗務しようとする運転者に対して行う疾病、疲労、飲酒の有無等の確認の具体的な方法について、対面により行うことを原則とすること等を規定する予定です。
- ・ 乗務しようとする運転者に対して行う確認の記録、運転者の乗務記録、運転者台帳の作成、事故記録の作成、苦情処理の記録等について、様式例を定める予定です。
- ・ 車体表示や登録証の写しの掲示について、具体的な方法等を規定する予定です。
- ・ 市町村運営有償運送において運行の委託を行う場合には、運行管理の状況等について受託者から報告を受けること等を規定する予定です。

(6) 国土交通大臣が認定する講習について

【法第79条の9関係】

- ・ 国土交通大臣が講習を認定する基準として、以下の項目を定める予定です。
 - － 自家用有償旅客運送についての基本的な考え方や制度に関する基礎的な知識、障害等に関する知識、基礎的な接遇や介護の方法、福祉車両の取扱い等について、一定時間の講義及び演習が行われること。
 - － 適切な者が講師として選任されていること。
 - － その他適切な講習の実施に必要な措置が講じられていること。

(7) 損害賠償措置について

【法第79条の9関係】

- ・ 自家用有償旅客運送者が講じるべき損害賠償措置の基準として、対人8000万円以上及び対物200万円以上の任意保険又は共済（搭乗者障害を対象を含むものに限る。）に加入していること等を告示で定める予定です。

(8) 業務の停止並びに登録の取消し及び登録の抹消について

【法第79条の12・第79条の13関係】

- ・ 運輸支局長等は、運送者に対して行政処分等を行った場合には、その内容等について地域公共交通会議又は運営協議会に対して通知を行うこと等を規定する予定です。
- ・ 運輸支局長等は、運送者の登録の抹消を行ったときは、地域公共交通会議又は運営協議会に通知することを規定する予定です。

(9) その他

- ・ その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

2-3 行政処分関係

(1) 旅客自動車運送事業関係

【法第40条関係】

- ・地域公共交通会議において協議が調った運賃等の事前届出を怠った場合等は、自動車の使用停止処分等とする予定です。
- ・その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

(2) 自家用有償旅客運送関係

【法第79条の12関係他】

- ・監査の種類は、全般的な法令遵守状況について行う特別監査（悪質違反を伴う社会的影響の大きい事故を引き起こした場合等に実施）と運行の管理の実施状況等の重点事項を定めて行う呼び出し監査（事故、苦情又は法令違反が多いと認められる場合等に実施）の2種類とする予定です。なお、特別監査は、原則無通告で行うものとする予定です。
- ・行政処分の種類は、業務の停止、登録の取消しとし、これに至らないものは警告とする予定です。
- ・業務の停止は、輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保命令を受けたにもかかわらず当該命令に従わなかった場合等に行うものとする予定です。
- ・登録の取消しは、業務の停止の命令に違反した場合等に行うものとする予定です。
- ・輸送の安全確保命令は、輸送の安全確保に関する違反を伴い、死者等を生じた自動車事故を引き起こした場合等に発動することとする予定です。
- ・旅客の利便確保命令は、旅客の利便確保に関する違反の内容が、社会的影響のある悪質なものである場合等に発動することとする予定です。
- ・登録の取消し等を行った場合には、運送者の氏名又は名称、行政処分の内容等を管轄する運輸局等のホームページ等に掲載することとする予定です。
- ・法第78条に違反して自家用自動車を有償で運送の用に供した場合等には、車両の使用制限又は禁止とする予定です。
- ・その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

2-4 その他

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業における運行記録計による記録について

- ・一般乗用旅客自動車運送事業者に対して運行記録計による記録を義務付ける対象地域について、
 - －最高乗務距離規制を行う地域として地方運輸局長が指定した地域
 - －流し営業の割合及び日車走行キロ数が比較的多いと認められる一定の人口規模以上の都市を含む地域等、運行記録計による記録を行うことによって、より確実かつ合理的な運行管理が行われることとなると認められる地域として地方運輸局長が指定した地域とすること等を規定する予定です。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃制度について

- ・一般乗用旅客自動車運送事業の車種区分について、地域の実情に応じた区分の基準によるものとするとともに、運賃原価収入算定基準について、実態に即したものとするため、所要の改正を行う予定です。

(3) 患者輸送等限定の一般乗用旅客自動車運送事業について

- ・民間救急輸送サービスについて、新たに福祉輸送事業として位置づけ、従来の患者輸送等限定事業と同様に、許可に当たって一定の条件を付した上で営業区域、最低車両数、標準処理期間、運賃等について弾力的な取扱いをすることを規定する予定です。

(4) 訪問介護事業所の訪問介護員等に係る有償運送について

- ・訪問介護事業所又は居宅介護事業所の指定を受けた旅客自動車運送事業者との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員若しくは居宅介護従業者又は介護福祉士が、その使用権原を有する自家用自動車により有償運送を行う場合には、当該旅客自動車運送事業者は、当該運送についても、運行管理者の選任、点呼の実施、乗務記録の保存等旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全及び旅客の利便の確保に係る措置等を講じるべき旨を明確化する予定です。

(5) その他

- ・その他関係する通達について、所要の改正等を行う予定です。

3. スケジュール (予定)

施行日：平成18年10月1日